

取扱い 終了

新型コロナウイルス感染症の影響による 主任(監理)技術者の取扱いについて

令和4年7月22日

主任(監理)技術者が新型コロナウイルス感染症に罹患するなどの場合において、監理技術者制度運用マニュアル※1による「専任」の明確化により、短期間工事現場を離れることについては、適切な施工が出来る体制を確保するとともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えありませんので、受発注者間において協議を行い、適切に取り扱うようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による主任(監理)技術者の変更は、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱います。また、総合評価落札方式を適用した工事で新型コロナウイルス感染症の影響により主任(監理)技術者を変更する必要が生じ、その結果、同等以上の評価となる技術者を配置できない場合でも、特例的に工事成績評定点の減点の措置を行わないこととしていますので留意ください。

※1 令和2年9月30日 監理技術者制度運用マニュアル三【監理技術者等の工事現場における専任】より抜粋

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない。したがって、専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

【問い合わせ先】大分県 土木建築部 公共工事入札管理室
(電話：097-506-4527)